

①国名	Republic of Korea (KR) (韓国)				
②名称	Ministry of Knowledge Economy / Korean Intellectual Property Office (KIPO)				
③所在地	Government Complex Daejeon, Building 4, 189 Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon 302-701, Republic of Korea				
④連絡先	(電話) (82 42) 481 87 70 (RO) (FAX) (82 42) 472 9314				
	(82 42) 481 57 41 (ISA,IPEA)				
	(E-mail) kipoicd@kipo.go.kr (internet) www.kipo.go.kr				
⑤組織の長	Commissioner: Mr. KIM Yong Rae				
⑥沿革	(1) 韓国特許法は、その制度の基礎を憲法第21条(学問芸術の自由と権利保護)においている。				
	(2) 最初の特許制度は、1908年8月12日に李王朝勅令第196号で公布された韓国特許令である。				
	(3) 軍政法第91号により1946年10月5日に特許法が制定された。				
	(4) 1949年に Ministry of Commerce and Industry の一部局として韓国特許局が設置された。				
	(5) 第3共和国発足時に法律第950~952号により、1961年12月31日に韓国特許法が制定された。				
	(6) Ministry of Commerce and Industry の傘下に「韓国特許庁」が独立組織として設立された。				
	(7) 韓国特許法は、その後、数度の改正により工業所有権制度の強化及び国際化が行われ、1996年7月1日に知的財産の法律がWTO・TRIPSに沿ったものに改正され、施行された。				
	(8) 韓国特許庁は2006年に企業型中央責任運営機関へ転換。				
	(9) 2008年に Ministry of Commerce and Industry が Ministry of Knowledge Economy に改編されたことともなつて「韓国特許庁」も Ministry of Knowledge Economy の傘下となった。				
	(10) 2011年にPCTの国際調査及び予備審査部門を設置した。				
	(11) 2012年 韓国特許庁は、第3世代特許ネット構築事業を開始した。				
	(12) 2013年 韓国特許庁は、開庁以来で最大規模となる組織再編を実施した。				
	(13) 2014年にヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟した。				
⑦所管	特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の配置配置に関する法律、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1979/3/1	1996/8/21			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1980/5/4		1987/10/10	2009/3/18
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2016/7/1	2003/2/25		2004/6/24	2009/3/18
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1988/3/28			2014/7/1	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2003/4/10	1984/8/10	2011/4/17	1999/1/8	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1999/10/8	2011/4/17	1995/1/1			

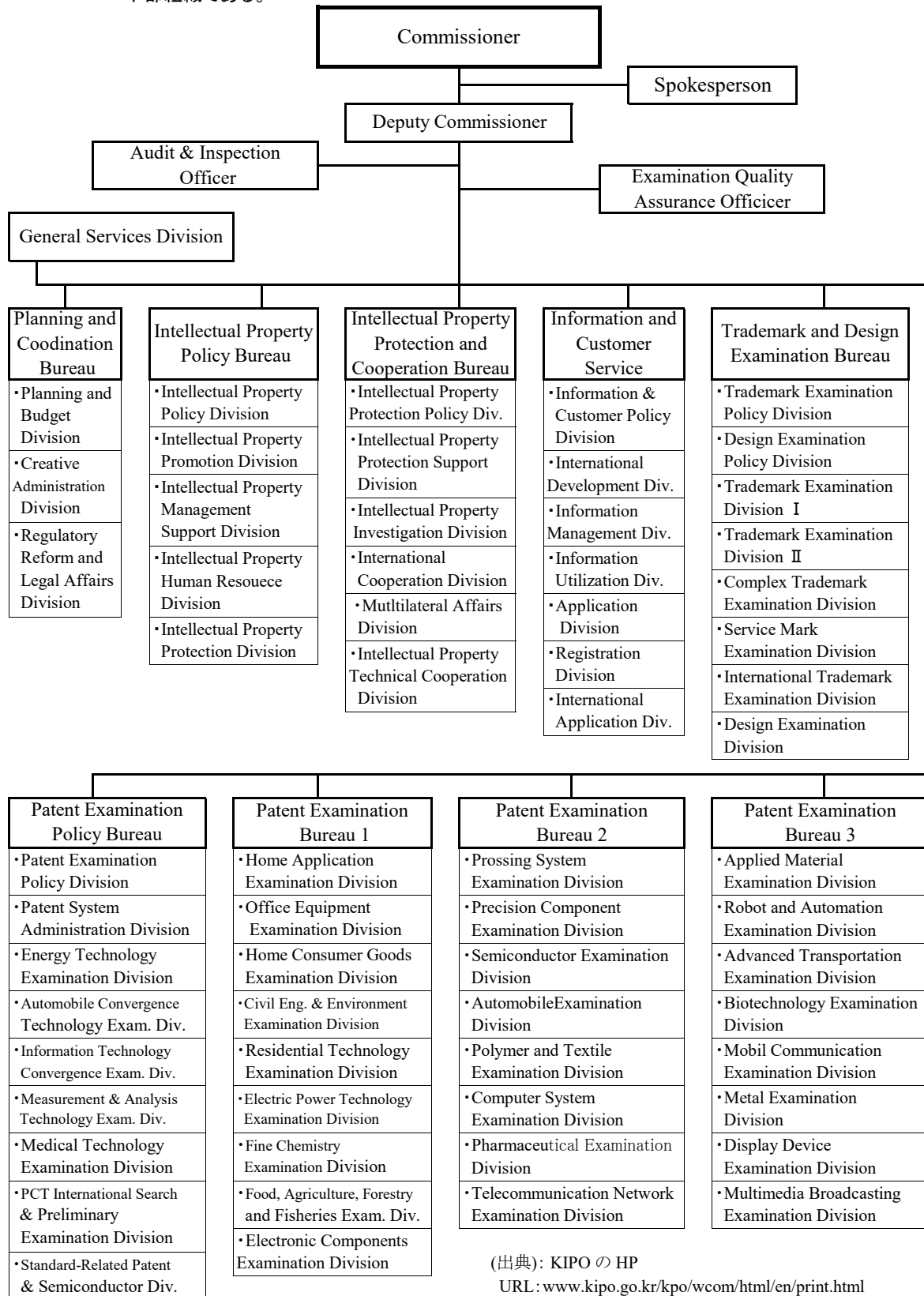
①国名	Republic of Korea (KR) (韓国)					
⑩統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	204,775	209,992	218,975	226,759
		(内 外国出願)	45,691	47,431	47,372	46,282
		(内日本から)	15,043	15,595	14,990	14,026
		(内 PCTルート)	37,248	38,239	39,021	38,078
	実用新案	全数	6,811	6,232	5,447	4,981
		(内 外国出願)	360	464	472	386
	意匠	全数	63,425	63,797	65,311	67,381
		(内 外国出願)	4,321	5,043	5,275	4,649
		(内日本から)	1,179	1,175	1,082	848
	商標	全数	180,426	199,518	218,590	256,817
		(内 外国出願)	24,761	28,977	28,397	26,516
		(内日本から)	3,339	3,883	3,513	2,970
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	120,662	119,012	125,661	134,766
		(内 外国出願)	29,815	29,785	30,809	30,885
		(内日本から)	11,081	11,239	11,351	10,819
		(内 PCTルート)	23,827	24,191	24,700	25,059
	実用新案	全数	2,993	2,715	2,417	2,056
		(内 外国出願)	183	194	179	214
	意匠	全数	48,503	49,153	51,919	50,289
		(内 外国出願)	4,451	4,983	5,803	5,112
		(内日本から)	1,173	1,334	1,392	984
	商標	全数	121,303	120,002	129,870	119,227
		(内 外国出願)	24,311	25,471	27,537	24,331
		(内日本から)	3,055	3,390	3,638	2,920
(出典): WIPO IP Statistic						

①国名

Republic of Korea (KR)  
(韓国)

⑫ 組 織

〈組織図〉 KIPOはMinistry of Commerce, Industry and Energy (通商産業及びエネルギー省)の下部組織である。



①国名	Republic of Korea (KR) (韓国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	特許法(2020年 6月9日改正 (法律第17422号))
	③地理的効力の範囲	大韓国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)。 (特許法第33条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。韓国内に住所又は営業所を有しない者は、特許に関する代理人として韓国に居住の特許管理人を選任しなければならない。(特許法第5条第1項、第2項)
	⑦出願言語	韓国語。 (特許法規則第4条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年になる日まで。特許権の効力は、登録日から発生する。 (特許法第88条) また、特許発明を実施するために他の法令に基づく許可を要し、その許可が大統領令に定められるものであるときは、実施できなかった期間について5年を限度として、当該特許権の存続期間を延長することができる。(特許法第89条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 大統領令が定めた国内外の電気通信回線を通じて公衆が利用可能になった発明。 (特許法第29条第1項)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が定められている。期間は開示日から12月。 (1) 特許を受ける権利を有する者による試験、刊行物への発表、特定の電気通信回線を通じた発表及び特定の学術団体での書面による発表による発明の開示 (2) 特許を受ける権利を有する者の意に反する開示 (3) 特許を受ける権利を有する者が発明を博覧会に出品することによる開示 (特許法第30条第1項)
	⑪非特許対象	公序良俗に反する発明 (特許法第32条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第57条、第62条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から3年以内に、何人も出願審査を請求することができる。 (特許法第59条、第60条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。優先審査の対象となる出願が次ように定められている。(特許法第61条) (1) 出願公開後、第3者が特許出願の発明を業として実施している場合(同条第1項) (2) 大統領令により緊急処理が必要と認められる場合(同条第2項) このケースに該当するものとして、次の事項が規定されている。(大統領令9条) (a) 条約による優先権主張の基礎となる特許出願(外国特許庁において手続きが進行中のものに限る) (b) 特許出願人が特許出願された発明を実施し、又は実施準備中の特許出願 (c) 特許庁が外国特許庁と優先審査することに合意した特許出願 (d) 環境技術として国等から金融支援又は認定を受けた特許出願 次に、「早い審査」、「遅い審査」の対象となる出願を次のように定めている。 (i) 出願人が公認の調査専門機関に先行技術調査を依頼するか、特許審査に有用な先行技術調査報告書を提出して早期の審査を求めるもの (ii) 出願人が出願審査の着手時期を一定の範囲内で任意に選択する審査猶予希望
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後。(特許法第64条) 出願人の申請がある場合は、これより早期に公開される。
	⑯異議申立制度の有無	無。(2006年3月3日の改正において、異議申立は無効審判(特許法第133条)に統合された)
	⑰無効審判制度の有無	有。公報発行日(登録公告日)から3月間は、何人も無効審判を請求することができ、その後は、利害関係人又は審査官のみが無効審判を請求することができる。 (特許法第133条)

①国名	Republic of Korea (KR) (韓国)																																		
⑱実施義務	有。3年。継続して3年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (特許法第107条)																																		
⑲費用 単位 KRW (韓国ウォン)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="323 226 1457 427"> <tr> <td>出願料</td> <td>66,000 KRW(書面出願)</td> <td>1,000 KRW(各頁につき付加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">46,000 KRW(電子出願)</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td colspan="2">20,000 KRW(書面出願、各件につき)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">18,000 KRW(電子出願、各件につき)</td> </tr> <tr> <td>審査請求料</td> <td>143,000 KRW</td> <td>44,000 KRW(各クレームにつき付加)</td> </tr> <tr> <td>特許登録料</td> <td>45,000 KRW</td> <td>39,000 KRW(各クレームにつき付加)</td> </tr> </table> <p>[特許権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="323 472 1457 674"> <tr> <td colspan="3">年金</td> </tr> <tr> <td>4-6年次</td> <td colspan="2">40,000 KRW(各クレームにつき 22,000KRW を加算、毎年)</td> </tr> <tr> <td>7-9年次</td> <td colspan="2">100,000 KRW(各クレームにつき 38,000KRW を加算、毎年)</td> </tr> <tr> <td>10-12年次</td> <td colspan="2">240,000 KRW(各クレームにつき 55,000KRW を加算、毎年)</td> </tr> <tr> <td>13-25年次</td> <td colspan="2">360,000 KRW(各クレームにつき 55,000KRW を加算、毎年)</td> </tr> </table>		出願料	66,000 KRW(書面出願)	1,000 KRW(各頁につき付加)		46,000 KRW(電子出願)		優先権主張料	20,000 KRW(書面出願、各件につき)			18,000 KRW(電子出願、各件につき)		審査請求料	143,000 KRW	44,000 KRW(各クレームにつき付加)	特許登録料	45,000 KRW	39,000 KRW(各クレームにつき付加)	年金			4-6年次	40,000 KRW(各クレームにつき 22,000KRW を加算、毎年)		7-9年次	100,000 KRW(各クレームにつき 38,000KRW を加算、毎年)		10-12年次	240,000 KRW(各クレームにつき 55,000KRW を加算、毎年)		13-25年次	360,000 KRW(各クレームにつき 55,000KRW を加算、毎年)	
出願料	66,000 KRW(書面出願)	1,000 KRW(各頁につき付加)																																	
	46,000 KRW(電子出願)																																		
優先権主張料	20,000 KRW(書面出願、各件につき)																																		
	18,000 KRW(電子出願、各件につき)																																		
審査請求料	143,000 KRW	44,000 KRW(各クレームにつき付加)																																	
特許登録料	45,000 KRW	39,000 KRW(各クレームにつき付加)																																	
年金																																			
4-6年次	40,000 KRW(各クレームにつき 22,000KRW を加算、毎年)																																		
7-9年次	100,000 KRW(各クレームにつき 38,000KRW を加算、毎年)																																		
10-12年次	240,000 KRW(各クレームにつき 55,000KRW を加算、毎年)																																		
13-25年次	360,000 KRW(各クレームにつき 55,000KRW を加算、毎年)																																		
⑳料金減免措置の有無	<p>有。次の場合、特許料及び手数料が減免される。</p> <p>(1)国家有功者、生活保護対象者、障害者、在学生(大学院生は除く)、技能大学 在学生:最初の3年分の特許料+出願料+審査請求料等の手数料免除</p> <p>(2)個人・小企業:70%免除</p> <p>(3)中小企業・自治体・公共機関:50%免除 (特許法第83条・手数料規則第7条)</p>																																		
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	<p>有。次の場合、出願審査請求料が減免。(特許法等関連手数料規則第9条の2)</p> <p>(1) KIPO作成の国際調査報告書又は国際予備調査報告書を添付した場合:30%減免</p> <p>(2) KIPO作成の国際調査報告書及び国際予備調査報告書を添付した場合:70%減免</p>																																		

①国名	Republic of Korea (KR) (韓国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	実用新案法(2017年3月21日改正 (法律第14690号))
	③地理的効力の範囲	大韓国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)。 (実用新案法第11条により準用する特許法第33条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。韓国内に住所又は営業所を有しない者は、特許に関する代理人として韓国に居住の特許管理人を選任しなければならない。 (実用新案法第3条により準用する特許法第5条)
	⑦出願言語	韓国語。 (実用新案法規則第17条により準用する特許法施行規則第4条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	登録日から効力が発生し、出願日から10年になる日まで。 (実用新案法第22条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用・内外国刊行物 大統領令が定めた国内外の電気通信回線を通じて公衆が利用可能になった考案。 (実用新案法第4条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が定められている。期間は開示日から12月。 (1) 特許を受ける権利を有する者による試験、刊行物への発表、特定の電気通信回線を通じた発表及び特定の学術団体での書面による発表による発明の開示 (2) 特許を受ける権利を有する者の意に反する開示 (3) 特許を受ける権利を有する者が発明を博覧会に出品することによる開示 (実用新案法第11条により準用する特許法第30条)
	⑪不登録対象	次の場合は実用新案登録を受けることができない。(実用新案法第6条) (1) 国旗又は勲章と同一であったり類似した考案 (2) 公序良俗に反する考案
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。(2006年3月3日改正の実用新案法の施行(施行日:2006年10月1日)により、特許と同様に方式審査後、実体審査を経て登録する審査後登録制度となった) (実用新案法第12条、第13条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から3年以内。 (実用新案法第12条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。優先審査の対象となる出願を次ように定められている。 (実用新案法第15条により準用する特許法第61条) (1) 出願公開後、第3者が特許出願の発明を業として実施している場合(同条第1項) (2) 大統領令により緊急処理が必要と認められる場合(同条第2項) このケースに該当するものとして、次の事項が規定されている。(大統領令9条) (a) 条約による優先権主張の基礎となる特許出願(外国特許庁において手続きが進行中のものに限る) (b) 特許出願人が特許出願された発明を実施し、又は実施準備中の特許出願 (c) 特許庁が外国特許庁と優先審査することに合意した特許出願 (d) 環境技術として国等から金融支援又は認定を受けた特許出願 次に、「早い審査」、「遅い審査」の対象となる出願を次のように定めている。 (i) 出願人が公認の調査専門機関に先行技術調査を依頼するか、特許審査に有用な先行技術調査報告書を提出して早期の審査を求めるもの (ii) 出願人が出願審査の着手時期を一定の範囲内で任意に選択する審査猶予希望時期を申請して審査を求めるもの
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (実用新案法第15条により準用する特許法第64条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人又は審査官は、無効審判を請求することができる。 (実用新案法第31条(1))
	⑱実施義務	有。3年。継続して3年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (実用新案法第28条により準用する特許法第107条(1))

①国名	Republic of Korea (KR) (韓国)	
⑱費用 単位 KRW (韓国ウォン)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 30,000 KRW(書面出願、明細書・図面1面毎に加算料1,000KRW有) 20,000 KRW(電子出願)
		優先権主張料 20,000 KRW(超過1優先権主張毎に20,000KRW加算)
		審査請求料 71,000 KRW(1クレーム) 19,000 KRW(1超の各クレームにつき)
		設定登録料 60,000 KRW(3年分)
		[実用新案権の維持に掛かる費用]
		年金
		4-6年次 10,000 KRW(クレーム1項当り加算料金5,000KRW有、毎年)
		7-9年次 15,000 KRW(クレーム1項当り加算料金5,000KRW有、毎年)
		10-12年次 20,000 KRW(クレーム1項当り加算料金5,000KRW有、毎年)
13-15年次 20000 KRW(クレーム1項当り加算料金5,000KRW有、毎年)		
⑲料金減免措置 の有無		次の場合、特許料及び手数料が減免される。
		(1)国家有功者、生活保護対象者、障害者、在学生(大学院生は除く)、技能大学 在学生:最初の3年分の特許料+出願料+審査請求料等の手数料免除
		(2)個人・小企業:70%免除 (3)中小企業・自治体・公共機関:50%免除 (実用新案法第20条により準用する特許法第83条・手数料規則第7条)
⑳PCTにおける 国内料金の減額 措置の有無		有。次の場合、出願審査請求料が減免される。(特許法等関連手数料規則第9条の2)
		(1) KIPO作成の国際調査報告書又は国際予備調査報告書を添付した場合;30%減免 (2) KIPO作成の国際調査報告書及び国際予備調査報告書を添付した場合;70%減免

①国名	Republic of Korea (KR) (韓国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	デザイン保護法(2019年1月8日改正法律第16203号)
	③地理的効力の範囲	大韓民国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)。 (デザイン保護法第3条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。韓国内に住所又は営業所を有しない者は、特許に関する代理人として韓国に居住の特許管理人を選任しなければならない。(デザイン保護法第6条)
	⑦出願言語	韓国語。 (デザイン保護法規則第1条の8)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	設定登録した日から発生してデザイン登録出願日後20年。 (デザイン保護法第91条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用・内外国刊行物。 (デザイン保護法第33条)
	⑩「グレースピリオド」	有。次の事項が定められている。期間は開示日から12月。(デザイン保護法第36条) (1) 意匠登録出願前の韓国内外における公知又は公然とした実施による開示 (2) 意匠登録出願前の韓国内外における刊行物の頒布による開示 そして、この場合には(1)又は(2)項に掲げる意匠に類似する意匠についても新規性喪失の例外の規定の適用を受けることができる。
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。(デザイン保護法第34条) (1) 国旗・国章・軍旗・勲章・記章その他公共機関等の標章と外国の国旗・記章又は国際機関等の文字若しくは標識と同一又は類似したデザイン (2) 公序良俗を害するおそれがあるデザイン (3) 他人の業務に係る物品と混同をもたらすおそれがあるデザイン (4) 物品の機能を確保するのに不可欠な計上のみからなるデザイン
	⑫実体審査の有無	有。  (デザイン保護法第58条、第62条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (デザイン保護法第58条、第62条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。登録出願の公開後、意匠出願の公開後、第3者が出願の意匠を業として実施している場合、及び大統領令が定める意匠出願として緊急処理が必要と認められる場合、早期審査が認められる。(デザイン保護法第61条)
	⑮部分意匠制度の有無	有。韓国の意匠法では、意匠の定義に、物品(物品の部分を含む)を対象とすることが規定されており、当該部分が視感を通じて美観を起させる場合には、意匠として保護される。(デザイン保護法第2条)
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (デザイン保護法第35条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。2種類以上の物品が、慣習上1セットとして販売される場合、又は同時に使用される場合、そのセットの意匠を1意匠として出願することができる。 (デザイン保護法第42条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(韓国は、ロカルノ協定に2011.3.17に加盟)
	⑲出願公開制度の有無	有。出願人の請求による公開制度がある。(デザイン保護法第52条) 2005年7月11日改正法施行以降は無審査登録出願にも適用される。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。デザイン権の登録日から3年以内の期間を定めて、そのデザインを秘密にすることを請求することができる。(デザイン保護法第43条)
	㉑異議申立制度の有無	実体審査を伴う出願についての異議申立制度：無。 この場合、異議申立制度はないが、何人も特許庁長又は特許審判院長に情報提供を行うことができる。(デザイン保護法第55条) 一部審査登録出願についての異議申立制度：有。 この場合、デザイン権の設定登録公報の公告日から3月になるまでの間、何人もデザイン一部審査登録異議申立を行うことができる。(デザイン保護法第68条)
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人及び審査官は、意匠の無効審判の請求を行うことができる。また、この無効審判は、意匠の権利期間終了後においても請求することができる。 (デザイン保護法第121条)



①国名	Republic of Korea (KR) (韓国)																																									
	②登録表示義務	無。 (デザイン保護法第124条)																																								
	④費用 単位 KRW (韓国ウォン)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料</p> <p>(審査有) 94,000 KRW(電子出願、加算無) 104,000 KRW(書面出願、加算無)</p> <p>(無審査) 55,000 KRW(書面出願、多意匠は1意匠超過毎に加算料金55,000KRW有) 45,000 KRW(電子出願、多意匠は1意匠超過毎に加算料金45,000KRW有)</p> <p>優先権主張料</p> <p>(審査有) 20,000 KRW(多意匠は該当意匠毎に加算料金20,000KRW有) (無審査) 20,000 KRW(多意匠は該当意匠毎に加算料金20,000KRW有)</p> <p>審査請求料</p> <p>設定登録料</p> <p>(審査有) 75,000 KRW(3年分) 追加登録料(3年分) 75,000KRW (無審査) 75,000 KRW(3年分) 追加登録料(3年分) 75,000KRW</p> <p>[意匠権の維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料</p> <p>(審査有)</p> <table border="1" data-bbox="512 728 1439 884"> <tr> <td>基本登録料</td> <td>75,000 KRW(3年分)</td> <td>追加登録料(3年分)</td> <td>75,000KRW</td> </tr> <tr> <td>4- 6年次</td> <td>35,000 KRW(毎年)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7- 9年次</td> <td>70,000 KRW(毎年)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10-12年次</td> <td>140,000 KRW(毎年)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13-15年次</td> <td>210,000 KRW(毎年)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(無審査)</p> <table border="1" data-bbox="512 907 1439 1064"> <tr> <td>基本登録料</td> <td>75,000 KRW(3年分)</td> <td>追加登録料(3年分)</td> <td>75,000KRW</td> </tr> <tr> <td>4- 6年次</td> <td>35,000 KRW(毎年)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7- 9年次</td> <td>70,000 KRW(毎年)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10-12年次</td> <td>140,000 KRW(毎年)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13-15年次</td> <td>210,000 KRW(毎年)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基本登録料	75,000 KRW(3年分)	追加登録料(3年分)	75,000KRW	4- 6年次	35,000 KRW(毎年)			7- 9年次	70,000 KRW(毎年)			10-12年次	140,000 KRW(毎年)			13-15年次	210,000 KRW(毎年)			基本登録料	75,000 KRW(3年分)	追加登録料(3年分)	75,000KRW	4- 6年次	35,000 KRW(毎年)			7- 9年次	70,000 KRW(毎年)			10-12年次	140,000 KRW(毎年)			13-15年次	210,000 KRW(毎年)		
基本登録料	75,000 KRW(3年分)	追加登録料(3年分)	75,000KRW																																							
4- 6年次	35,000 KRW(毎年)																																									
7- 9年次	70,000 KRW(毎年)																																									
10-12年次	140,000 KRW(毎年)																																									
13-15年次	210,000 KRW(毎年)																																									
基本登録料	75,000 KRW(3年分)	追加登録料(3年分)	75,000KRW																																							
4- 6年次	35,000 KRW(毎年)																																									
7- 9年次	70,000 KRW(毎年)																																									
10-12年次	140,000 KRW(毎年)																																									
13-15年次	210,000 KRW(毎年)																																									
	⑤料金減免措置の有無	<p>有。次の場合、登録料及び手数料が減免される。</p> <p>(1) 国家有功者、生活保護対象者、障害者、在学生(大学院生は除く)、技能大学 在学生:最初の3年分の特許料+出願料+審査請求料等の手数料免除</p> <p>(2) 個人・小企業:70%免除</p> <p>(3) 中小企業・自治体・公共機関:50%免除 (デザイン保護法第35条・手数料規則第7条)</p>																																								

①国名	Republic of Korea (KR) (韓国)	
商標制度	②最新商標法 施行年月日	商標法(2019年4月23日改正法律第16362号)
	③地理的効力の 範囲	大韓国内のみ。 (商標法第50条)
	④他国制度との 関係	無。
	⑤商標法の保護 対象	商品、役務、団体商標、地理的表示。 (商標法第2条第1項(2)~(4))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標、動きの商標、 音響商標、匂い商標。(商標法第2条(1))
	⑦出願人資格	韓国において商標を使用する者又は使用の意思を有する者及び承継人(個人又は法人)。 (商標法第3条、第12条)
	⑧権利付与の 原則	先願主義。 (商標法第35条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の 必要性及び代理 人の資格	要。韓国内に居所又は営業所を有しない者は、商標の登録出願時には、当該商標に 関する代理人として、韓国内に住所又は営業所を有する商標管理人を選任しなければ ならない。(商標法第6条)
	⑪出願言語	国語(ハングル)。 (商標法規則第6条(4))
	⑫商標権の存続 期間及び起算日	設定登録日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第83条、第84条)
	⑬グレースピリオド*	有。次のケースが規定されている。期間は出品日から6月。(商標法第47条) (1) 商標登録を受けることができる者が、政府又は地方公共団体が開催する博覧会に 当該標章を使用した商品を出品したとき (2) 商標登録を受けることができる者が、政府又は地方公共団体の承認を得た者が 開催する博覧会に当該標章を使用した商品を出品したとき (3) 商標登録を受けることができる者が、政府の承認を得て国外で開催する博覧会に 当該標章を使用した商品を出品したとき (4) 条約の当事国領内で、その政府又はその政府から承認を得た者が開催する国際 博覧会に、当該標章を使用した商品を出品したとき
	⑭不登録対象	(1) その商品の普通名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなるもの (2) その商品に対して慣用されている標章 (3) その商品に産地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む)、 価格、生産方法、加工方法、使用方法又は時期を普通に使用する方法で表示した 標章のみからなるもの (4) 顕著な地理的名称、その略号又は地図のみからなる標章 (5) ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなるもの (6) 簡単でありふれた標章のみからなるもの (7) 上記1-6以外に需要者が業務に関連した商品を表示するのかが識別することが できない標章 (8) 大韓民国の国旗・国章・軍旗・勲章・褒章・記章、外国の国旗・国章、産業財産権 保護のためのパリ条約の同盟国・世界貿易機構の会員国又は商標法条約締約国 の勲章・褒章・記章、赤十字・オリンピック又は著名な国際機関等の名称もしくは標 章と同一であるか、これと類似の商標、大韓民国・パリ条約同盟国、世界貿易機 関の会員国又は商標法条約締約国・その国家の公共機関が使用する監督用若しく は証明用印章又は記号と同一であったり、これと類似する標章 (9) 国家・人種・民族・公共団体・宗教又は著名な故人との関係を虚偽に表示するか これらを誹謗又は侮辱するか、これらに対して悪い評判を受けさせるおそれがある 標章 (10) 国家・公共団体又はこれらの機関と公益法人の営利を目的としない業務、又は 営利を目的としない公益業務を表示する標章として著名なものと同一又は類似の 標章 (11) 公共の秩序又は善良な風俗を紊乱させるおそれがある標章 (12) 政府が開催するか、政府の承認を得て開催する博覧会又は外国政府が開催す るか、外国政府の承認を得て開催する博覧会の賞牌・賞状又は褒章と同一又は類 似の標章がある標章

①国名	Republic of Korea (KR) (韓国)	
		<p>(13) 著名な他人の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらを含む標章</p> <p>(14) 先出願による他人の登録商標(地理的表示登録団体標章を除く)と同一又は類似の商標として、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する標章</p> <p>(15) 先出願による他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標で、その指定商品と同一の商品に使用する標章</p> <p>(16) 商標権が消滅した日(登録商標(地理的表示登録団体標章を除く)を無効にするという審決があった場合には、審決確定日をいう)から1年を経過してない他人の登録商標と同一又は類似の商標として、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する標章</p> <p>(17) 地理的表示団体標章権が消滅した日(団体標章登録を無効にするという審決がある場合には、審決確定日をいう)から1年を経過しない他人の地理的表示登録団体標章と同一または類似の標章で、その指定商品と同一の商品に使用する標章</p> <p>(18) 他人の商品を表示するものであると需要者間に顕著に認識されている商標(地理的表示を除く)と同一又は類似の標章として、その他人の商品と同一又は類似の商品に使用する標章</p> <p>(19) 特定地域の商品を表示するものであると需要者間に顕著に認識されている他人の地理的表示と同一または類似の標章で、その地理的表示を使用する商品と同一の商品に使用する標章</p> <p>(20) 需要者間に顕著に認識されている他人の商品若しくは営業と混同を起こさせるおそれがある標章</p> <p>(21) 商品の品質を誤認させたり需要者を欺瞞するおそれがある標章</p> <p>(22) 国内又は外国の需要者間に特定人の商品を表示するものであると顕著に認識されている商標(地理的表示を除く)と同一又は類似の標章として、不当な利益を得ようとするか、その特定人に損害を加えようとする等、不正な目的を有し、使用方法</p> <p>(23) 国内又は外国の需要者間に特定地域の商品を表示するものであると顕著に認識されている地理的表示と同一または類似の商標で、不当な利益を得ようとするか、又はその地理的表示の正当な使用者に損害を加えようとする等、不正な目的を持って使用する標章</p> <p>(24) 商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するのに不可欠な立体的形状のみからなる標章</p> <p>(25) 世界貿易機構会員国内の葡萄酒又は蒸留酒の産地に関する地理的表示として構成されたり同表示を含む商標として、葡萄酒・蒸留酒又はこれと類似の商品に使用しようとする標章 (商標法第33条、第34条)</p>
⑮防護標章制度の有無		無。
⑯周知商標制度の有無		有。韓国商標法では、「周知」について「他人の商標を表示するものと需要者に顕著に認識されている商標」と規定されている。周知の程度については、全国的に広く認識されている場合のみならず、一部地域であっても広く認識されていれば足り、また実際に使用されていない場合でも宣伝等により広く認識されている場合にもこれに該当すると解釈されている。(商標法第34条)
⑰一出願多区分制度の有無		有。(商標法第38条)
⑱実体審査の有無及び審査事項		有。(商標法第50条、第54条)
⑲審査請求制度の有無		無。(商標法第50条)
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無		<p>有。</p> <p>①商標登録出願に対する審査の順位は、出願の順位による。</p> <p>②特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する商標登録出願に対しては、第1項にかかわらず審査官をして他の商標登録出願よりも優先して審査させることができる。</p> <p>(1) 商標登録出願後、出願人ではない者が商標登録出願された商標と同一・類似した商標同一・類似した指定商品に正当な事由なしに業として使用していると認められる場合</p> <p>(2) 出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に使用しているなど、大統領令で定める商標登録出願として緊急な処理が必要であると認められる場合</p> <p>(商標法第53条)</p>
㉑出願公開制度の有無		無。出願公開制度はないが、商標登録出願は審査において拒絶理由が発見されなるときは公報により公告(公開)され、この公告日から2か月間、公の閲覧に供される。(商標法第57条)
㉒異議申立制度の有無		有。何人も、商標登録出願の公告日から2月以内に異議申立を行うことができる。(商標法第60条)
㉓無効審判制度の有無		有。利害関係人及び審査官は、商標の無効審判を請求することができる。(商標法第117条)

①国名	Republic of Korea (KR) (韓国)	
②4 不使用取消 制度の有無		有。3年。取消請求前に継続して3年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第119条)
②5 商標分類		国際分類(ニース分類)を採用している。
②6 図形要素の 分類		国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(韓国は、ウィーン協定の加盟国)
②7 譲渡要件		無。商標権は、営業とは関係なく譲渡することができる。
②8 費用 単位 KRW (韓国ウォン)		[出願から登録までに掛かる費用] 出願料(新規・更新) 66,000 KRW(書面出願、多類指定は1商品類超過毎に95,000KRW加算料金有) 56,000 KRW(電子出願、多類指定は1商品類超過毎に85,000KRW加算料金有) 優先権主張料 20,000 KRW(多類指定は該当商品類区分毎に加算料金20,000KRW有)  [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 (新規登録) 211,000 KRW(多類指定は1商品類超過毎に211,000KRW加算料金有) (更新登録) 256,000 KRW(多類指定は1商品類超過毎に256,000KRW加算料金有)
②9 料金減免措置 の有無		無。